

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について、浦安市（以下「甲」という。）と株式会社マルエツ浦安店（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定する。

記

（物資の種類）

第1条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第2条 甲が物資の供給を受けようとするときは、物資要請書（別記様式）をもって乙に要請するものとする。

ただし、要請書をもってすることができないときは、電話等で要請し事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第3条 乙は前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し直ちに物資を引き渡すものとする。

（支払い）

第4条 甲は災害復旧後、乙に対し速やかに適正な価格により供給を受けた物資の代金を支払うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から3ヵ年とする。

ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和62年9月1日

甲 浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長 熊川好生

乙 新宿区揚場町17番地2

株式会社 マルエツ

代表取締役会長兼社長 高橋八太郎